

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業理念と経営指針を基本として、収益力の向上を図り、株主及びその他の全ステークホルダーに配慮しつつ、企業価値を高めることを企業経営の中心課題と捉えております。

【企業理念】

アーバネットコーポレーションは人々の安全で快適な「くらし」の提案を行い、豊かで健全な社会の実現を目指します。

【経営指針】

顧客志向:顧客満足度を高めることを第一に考え、株主と従業員の幸せを追求します。

独創志向:「くらし」の提案を通して、社会が必要とする技術革新と自社だけの特色を創造し強化します。

共生志向:企業と企業、人と人とのネットワークを大切に、互いに成長し共生することを経営の目的とします。

このような目的を継続的に維持向上するために、日常的な業務執行を律する規範としてコーポレート・ガバナンスを経営の中心課題として捉え、リスク管理とコンプライアンスの徹底による内部統制の充実により、株主及び投資家又は利害関係者等からの厚い信頼を得られるよう経営努力していく所存であります。

当社グループにおいては、ステークホルダーからの信頼確保に向け、経営の健全性・透明性・効率性を高めるという視点に立ち、最適なコーポレート・ガバナンスの整備・構築を目指しております。

当社は「執行役員制度」を導入し、経営機能と執行機能の分離・強化を推進することで経営の健全性と効率性をより高めるとともに、社外取締役を招聘し取締役の監督機能の強化と透明性の確保に努めております。

また、監査役は、内部監査部門である内部監査室並びに監査法人と相互の連携を図りながら、取締役の業務執行に関する監査を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社服部	5,616,000	17.90
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	625,800	1.99
株式会社合田工務店	588,000	1.87
服部弘信	384,000	1.22
服部信治	350,000	1.12
奥田周二	313,600	1.00
株式会社明和	280,000	0.89
塩田浩二	231,700	0.74
JPモルガン証券株式会社	215,700	0.69
渡部昭	180,000	0.57

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

上記大株主の状況は、2020年6月30日付の株主名簿によるものであります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	6 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中島 信一郎	弁護士											
瀬古 美喜	学者											
篠田 哲志	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島 信一郎	○	——	弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点を有しているため、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に寄与していただけると判断し、社外取締役に選任しております。 また、当社との人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として選任しております。
瀬古 美喜	○	——	慶應義塾大学名誉教授並びに武蔵野大学経済学部経済学科教授であり、経済学の専門家としての長年の経験と知見を有していることから、社外取締役に適任であると判断し、選任しております。 また、当社との人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係において当社の一般

			株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として選任しております。
篠田 哲志	○	——	長年にわたり東洋証券株式会社の代表取締役を務められており、近年は日本取引所自主規制法人規律委員会委員を務める等、経営やコンプライアンスに関して豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると判断し、社外取締役を選任しております。 また、当社との人的関係、資金的関係、又は取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会と監査法人は四半期に1度レビュー時に会議を持つほか、事業年度の初めには年間監査計画を提出しております。また、代表取締役と監査法人のレビュー時にも常勤監査役は立ち会っております。常勤監査役と内部監査室は、月に1度の打合会を定例とし、その他必要に応じて会議を持っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
進藤 祥一	他の会社の出身者													
椎熊 正大	他の会社の出身者													
徳山 秀明	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
進藤 祥一		――	長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、リゾート会社にて開発事業に携わった経験も有していることから当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。
椎熊 正大		――	金融機関における豊富な経験と建設業界勤務による、不動産業界全体への包括的理解を有していることから、当社の監査体制の強化が期待できるものと判断し、社外監査役に選任しております。
徳山 秀明		――	公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

取締役のうち、独立役員の資格を充たす者を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び当社グループ従業員に対しこれまで9回のストック・オプションを付与致しており、取締役に對するストック・オプションは、2016年11月15日開催の取締役会決議に基づいて付与された第9回新株予約権の合計36,000株が付与残数であります(提出日現在)。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

中長期インセンティブとして取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び当社グループ従業員に対し、ストック・オプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 変更	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、取締役の報酬限度額は、2019年9月27日開催の第22回定時株主総会において、年額3億円以内(うち社外取締役は300万円以内)と決議しており、各取締役の報酬は、社長が取締役会の委任を受け、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。

(1)報酬等の種類別の額

・取締役 報酬等の総額 185,700千円(内訳:基本報酬 185,700千円、ストックオプション なし) 対象となる役員の員数 8名

(2)報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

該当者なし

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専任のスタッフは置いておりませんが、社外取締役については社長並びに管理本部長及び経理部長より適時に社内情報を提供しており、社外監査役に対しては内部監査室並びに管理本部のスタッフにより、適時要請に応じてサポートいたしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 一名

その他の事項

代表取締役社長等を退任した者が就く相談役・顧問等の制度はございません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

取締役会

当社の取締役会は、議決権者として取締役8名（うち社外取締役3名）で構成されており、当社の重要事項を決定し、取締役並びに執行役員の業務の執行状況を監督しております。取締役会には、経営監視を主たる目的として監査役3名（全員社外監査役）も同席しており、定時取締役会として毎月1回、年12回の取締役会を開催し、会社の業務執行に関する意思決定機関として、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な事項は全て付議され、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処についても検討しております。また、定時取締役会のほかに、四半期決算における決算取締役会や株主総会後の新取締役による取締役会並びに迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合等に、逐次臨時取締役会を開催し、十分な議論の上で意思決定を行っております。なお、2020年6月期に開催された臨時取締役会は12回であります。

監査役会

当社は、定款の定めにより監査役会を設置しております。監査役会は、監査役3名（全員社外監査役）で構成されており、監査方針、業務の分担等の策定を行うとともに、その方針及び分担にもとづいて行われた各監査役監査並びに監査法人監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行っております。監査役会は、定時取締役会の同日に定例監査役会を開催するとともに適時必要に応じて臨時監査役会を開催いたします。監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役の法令・定款遵守状況の把握に加えて、監査法人並びに内部監査室との連携、各取締役からのヒアリング等を実施する他、稟議書や関係資料の閲覧を通して内部監査及び監査法人監査の正確性・妥当性・有効性、監査法人の報酬の妥当性を検討するなど、監査役監査を実施しております。なお、2020年6月期に開催された臨時監査役会は3回であります。

執行役員制度

当社は、執行役員制度を導入することで経営機能と執行機能の分離・強化を推進し、経営の健全性と効率性をより高めております。執行役員は、当社執行制度における2本部体制において、管理本部と事業本部の牽制の下、両本部長を上席執行役員とし、業務執行の必要に応じて、会社の取締役及び従業員の中から職責を全うし得ると判断された者を執行役員として、取締役会が選任いたします。現在、上席執行役員2名、執行役員5名が選任されております。

部長会

部長会は、代表取締役に全部門長並びに内部監査室長で構成され、常勤監査役の立ち会いのもと毎週1回開催しております。日常業務上の問題点や業務の進捗状況の確認をテーマとして、意見交換を活発に行い、経営上のコンセンサスと効率化を図っております。

内部監査室

内部監査室は、監査法人並びに監査役会と緊密に連携を取り、監査法人とは四半期に1度のミーティング、監査役会とは常勤監査役との月に1度の定時連絡会を実施しております。内部監査室は、内部監査担当部門として全部門を対象に年度計画にもとづく業務監査並びに内部統制上の評価を実施し、監査結果を報告するとともに、被監査部門に対し、改善事項の指摘・指導を行うなど、内部統制の有効性の向上に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、不動産業界特有の各種法令並びに業界慣例等専門分野での経験並びに知識を有し、当社ビジネスモデルを代表取締役と共に構築してきた設立以来の取締役に加え、上場会社として必要である各種法令や経験・知識を有する取締役・部門長を確保して経営の効率化を図ってまいりました。また、本体制を補完するために、社外取締役3名、社外監査役3名を選任しております。さらに、当社では執行役員制度を導入し、経営の健全性と効率性をより高めるとともに、社外監査役並びに社外取締役の招聘により、取締役の監督機能の強化と透明性の確保に努めております。また、監査役は、監査法人及び内部監査部門である内部監査室と相互の連携を図りながら、取締役の業務執行に関する監査を実施していることから、コーポレート・ガバナンスの体制を十分に図ることができると判断し、現在の体制を選択いたしております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	・多くの株主が参加できるように集中日を回避して開催することに努めております。 ・また、遠方の株主が参加しやすいよう、株主総会を午後に開催いたしております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
その他	・事業報告並びに財務諸表の報告については、映像による分かりやすい詳細な説明を心がけております。 ・招集通知は当社ホームページ及び東京証券取引所ホームページに発送日前に掲載しております(早期WEB開示)。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	・当社ではディスクロージャーポリシーを策定し、当社ウェブサイトにて公表しております。 http://www.urbanet.jp/privacypolicy/tabid/547/Default.aspx	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	・四半期決算ごとに年4回決算説明会を開催いたしております。 ・上記説明会の模様は、当社ホームページにて動画配信を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	・決算短信・四半期報告書・有価証券報告書・臨時報告書・株主総会招集通知・株主通信・決算説明会資料・適時開示資料をホームページに掲載いたしております。 http://www.urbanet.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	・IR担当部署は、経営管理部であります。 ・IR担当役員として、管理本部長が任命されております。 ・経営管理部にはIR専任担当者がおります。	
その他	・機関投資家との建設的な対話を行うべく、沈黙期間を除く期間において、機関投資家からの問い合わせ並びにOne On OneやSmall Meetingの要請につきましては、積極的に応じております。 ・ステークホルダーへの情報提供として、半期ごとに社長インタビューを動画配信いたしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	・全ての関係者を尊重し、十分なコミュニケーションを図ることを「企業理念」、「経営指針」、「URBANET BASIC MISSION」の中で規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・日本において活動の場が少ない立体アートを勉強する学生だけを対象にした、コンペティション(アート・ミーツ・アーキテクチャー・コンペティション)を2001年から継続開催しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	・顧客、株主、投資家、取引先、社員、そして社会に対して常に公平、公正であるとともに、コミュニケーションを重視し、適切な情報開示を行うこととしています。 ・投資家に対しては「ディスクロージャーポリシー」を定め、適切に実行しています。
その他	・役員や管理職への女性の登用につきましては、現在、社外取締役1名、部長2名となっております。当社では、女性社員の活躍支援を積極的に行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、企業理念と経営指針を基本として、収益力の向上を図り、株主及びその他の全ステークホルダーに配慮しつつ、企業価値を高めることを企業経営の中心課題と捉えております。このような目的を継続的に維持向上するために、日常的な業務執行を律する規範としてコーポレート・ガバナンスを経営の中心課題として捉え、リスク管理とコンプライアンスの徹底による内部統制の充実により、株主・取引先・従業員、その他全ステークホルダーからの厚い信頼を得られるよう経営努力していく所存であります。

内部統制システムに関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の基本方針である「企業理念」「経営指針」「URBANET BASIC MISSION」に基づき、取締役及び使用人が法令、定款、当社諸規程及び社会倫理を遵守するようコンプライアンス規程を制定し、コンプライアンスの周知徹底を図る。
- (2) 業務分掌規程において各部門の権限と責任を明確に定義し、相互牽制が有効に機能する組織体制を整備し、内部統制の強化を図る。
- (3) 内部監査室は、各部門の業務遂行、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、定期的に代表取締役、取締役会及び監査役会にその結果を報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電子媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- (2) 当該情報については取締役又は監査役が常時閲覧できるように保存及び管理を行う。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各部門の業務執行に係るリスクの管理はリスク管理規程に基づき当該部門が行い、全社的若しくは組織横断的なリスクの管理はリスク管理委員会が行う。
- (2) 内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役及び監査役に報告し、必要に応じて改善策の審議・決定を取締役会等において行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び執行役員による機動的な業務執行を図るため、職務分担を定期的に見直し、権限体系及び意思決定ルールを整備するとともに、内部牽制機能を確立するため、各組織の権限や責任者の明確化を推進し、コーポレート・ガバナンスを強化する。
- (2) 定例の取締役会を月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 企業理念・目標達成に向けての業務執行状況について、当社各部門及び子会社は、活動状況を毎月当社取締役会にて報告することにより当社グループ全体の経営管理を図る。
- (2) 当社は関係会社管理規程に従い、グループ管理体制の整備を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役は、監査業務に必要と考える部門の使用人に対して、監査業務に必要な事項を指示することができ、内部監査室及び指示を受けた使用人はこれに全面的に協力する。
- (2) 当該使用人は、その職務の執行に関して取締役及び当該使用人の部門長の指揮命令は受けないものとする。

7. 取締役及び使用人等並びに子会社の取締役、監査役、使用人等が監査役等に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査役からの求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (2) 当社グループの取締役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合や、監査役があらかじめ当社及び子会社の取締役と協議して定めた事項は遅滞なく報告するものとする。

8. 監査役等に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は監査役及び顧問弁護士等の社内外の通報窓口を明記した内部通報細則を制定し、リスク要因の早期発見を図る体制を整備している。

9. 監査費用の前払又は償還の手続その他監査費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するために、取締役会などの重要な会議に出席する他、稟議書等を閲覧する。
- (2) 代表取締役は、監査役と会合を持ち、会社が対処すべき課題等について意見や情報の交換を行う。
- (3) 監査役は、会計監査人・内部監査室との意見や情報の交換に努め、連携して監査の実効性を確保する。

11. 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法及びその他の法令の定に従って、財務報告に係わる内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備・運用・評価を継続的に行い、財務報告の信頼性及び適正性を確保する。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらとの係わりのある企業・団体・個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

- (1) 当社取締役会は、当社各部門及び子会社から毎月の活動状況の報告を受け、取締役及び監査役の情報共有と当社グループ全体の経営管理の充実を図っております。
- (2) 定期的にコンプライアンス委員会を開催しコンプライアンス上の報告、検討・決議、コンプライアンス取組全般についての審議等を行っております。
- (3) 当社取締役から当社常勤監査役に提出している「職務執行確認書」を、子会社取締役についても準用し、提出しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらとの係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持いたしております。
また、全役職員への啓蒙活動を実施し、全社的に法令遵守を徹底しております。

整備状況

当社グループは、反社会的勢力との関係排除のため全取引先候補の反社会的勢力チェックを実施するとともに、一定期間を超えた既存取引先の反社会的勢力チェックを行っております。

V その他

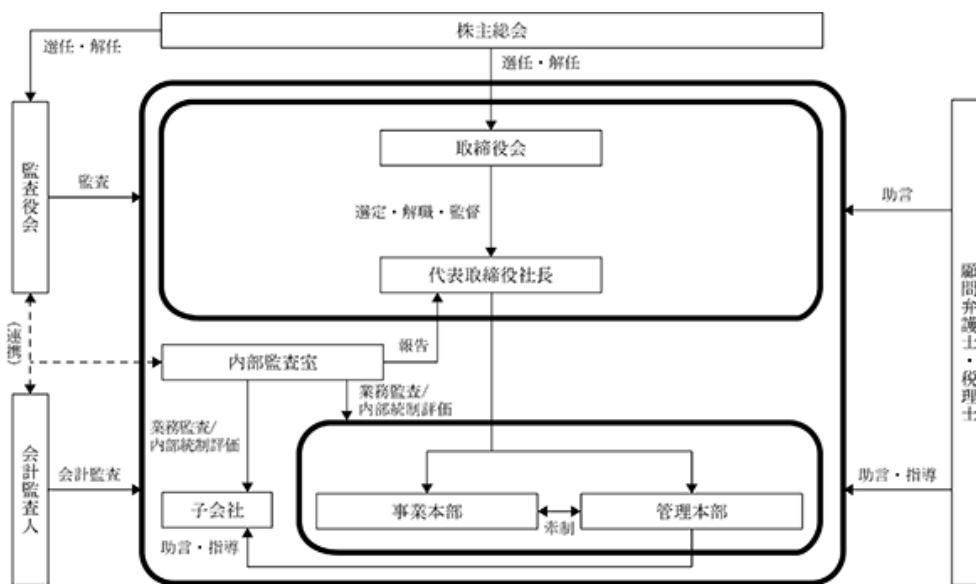
1. 買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

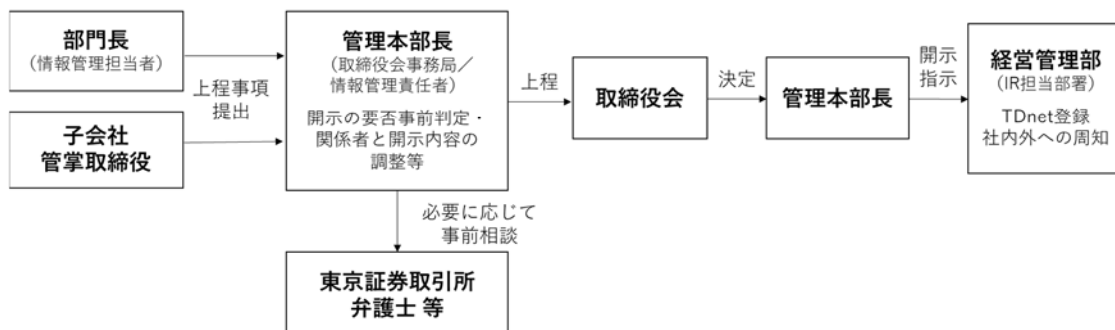
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制の概要（模式図）】

< 当社グループの決定事実に係る場合 >



< 当社グループの発生事実に係る場合 >

